

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年9月25日
発信課	税制課
担当者	十川
連絡先	電話 (0166) 25-5604
	FAX (0166) 27-2146
	E-mail shozei_zeisei@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="radio"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	10月 1日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	所得課税証明書のコンビニ交付サービスを開始 しました。
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>10月1日から、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で、現年度分の所得課税証明書が取得できるようになります。</p> <p>なお、所得課税証明書を取得できる方には、旭川市に前年中の所得の届出があることなど要件がありますので、詳細は旭川市税制課（電話：25-5604）までお問い合わせください。</p> <p>※ 旭川市では、令和元年6月から住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを開始しておりますが、10月1日から取得できる証明書の種類を追加するものです。</p>
添付資料	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 「所得課税証明書のコンビニ交付について」 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	所得課税証明書の交付開始日前に誤ってコンビニエンスストア等を訪れることで店舗に混乱が生じないように、10月1日付けでの報道につきまして御配意を賜りますようお願いいたします。
備考	

所得課税証明書のコンビニ交付について

令和元年10月1日(火)から、マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストア等で、市・道民税の所得課税証明書が取得できるようになります。

1 取得できる証明書

- 現年度分(前年中の所得)の所得課税証明書
 - ※ 所得金額, 所得控除額, 扶養人数, 市・道民税の税額等が記載されているので, 所得の証明(融資の申込等)や非課税であることの証明(扶養認定等)などに幅広く使用できます。

2 取得できる方

- 旭川市内に住民登録があり, 利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを持っている15歳以上の方
- 旭川市に前年中の所得の届出(確定申告, 市・道民税の申告, 勤務先や年金支払者からの支払報告書の提出)がある方

3 取得できる店舗

- キオスク端末を設置する全国のコンビニエンスストア等
 - ※ 全国で約53,000店舗。旭川市内では, セブン-イレブン, ローソン, セイコーマート, サッポロドラッグストア-を合わせて195店舗(令和元年8月1日現在)

4 利用時間

- 午前6時30分から午後11時(各店舗の営業時間内に限る。)
 - ※ 機器等の保守点検日は利用できません。

5 手数料

- 1通 300円
 - ※ 取得した証明書の返金・交換はできません。

